

平成25年度事業報告書

平成24年11月1日から平成25年10月31日まで

特定非営利活動法人エス・エス・エス

～はじめに～

現在、わが国日本では少子高齢化、孤独死に代表される無縁化の進行、障害、DV、非正規雇用問題による失業、東日本大震災の影響等の様々な事情で生活困窮状態に陥る人々が増加しています。現政権のアベノミクスの影響により株高と円安が進行し、自動車などの輸出産業は回復基調にあると言われていますが、その一方で燃料や原材料を輸入に頼る産業や二次請け、三次請けの中小企業については、いまだ景気回復の実感がなく、厳しい経営が続いているという報道もあります。また、2020年の東京オリンピック開催が決定するなど明るいニュースもありますが、生活保護費の削減や消費税の増税など、わたし達に不安と疑問を与える政策決定がなされ、「生活困窮状態にある方々に対する自立支援をどのように行っていくべきか？」あらためて考えさせられる局面となりました。

わたし達SSSは、ホームレス問題が深刻だった平成12年3月「生活が困難な人々に対して自立支援を行い、社会貢献を目指すNPO法人」として活動を開始しました。現在では、首都圏において無料低額宿泊所、障害者グループホーム等の社会福祉事業のほか、無料生活相談センター、ホームレス状態の方々への炊出しをはじめとした各種支援活動をしています。

わたし達は今後も、「わたし達から始まる新しい人間環境の創造」を法人理念に掲げ、事業の手法を用いて社会問題を解決する「日本一の社会的企業」を目指していきます。

## 1. 事業の成果

【生活困窮者のための入所施設の開設及び運営管理・中高齢者が自立するための種々のプログラムを行う自立支援事業について】

＜無料低額宿泊所の運営について＞

社会福祉法第2条第3項第8号の規定に基づく第2種社会福祉事業[無料低額宿泊所(以下「宿泊所」)]において、今期は2施設の開設(富津荘、コーポ佐倉)と3施設の閉鎖(大杉荘、大谷口荘、高津荘)により、住環境の改善(個室化)はもちろん、若年層・高齢者層のニーズに対する充実した支援サービスの提供することができました。※平成25年10月31日現在、合計127施設(東京都23区48施設、三多摩21施設、神奈川県13施設、埼玉県16施設、千葉県24施設、茨城県5施設)、定員4,635名を運営しています。

宿泊所は生計困難者のために無料または低額な料金で宿所を提供する事業であり、様々な問題を抱え、居所に困った方が、次の安定した居所に移行していくための一時通過施設として、「住居」におけるセーフティネットの役割を担っています。

宿泊所の運営にあたっては、利用者に対し居所を提供するだけでなく、栄養バランスの取れた食事や

衛生的な生活環境を提供し、不安定な健康状態からの脱却、利用者個々が抱えている悩みや問題を解決していくための生活支援（生活相談、債務処理相談、居宅移行等）および就労支援（就労相談、雇用創出等）をかけた自立支援を行っています。

今期の年間累計利用者数は8,000名以上であり、8割以上の方が福祉事務所をはじめとした行政からの情報提供により宿泊所の利用を開始しました。様々な社会資源や福祉事務所につながった方やこれらのセーフティネットからこぼれ落ちた方からの相談がまだまだ絶えず、その受け皿として宿泊所が機能したことがわかります。また、宿泊所利用者に対する主な自立支援の実績としては、2,000名以上がアパートをはじめとした次の居所に移行したほか、就労支援による経済効果も出ています。

#### <行政からの受託事業について>

宿泊所運営をはじめとする生活困窮者支援を通じて培った経験・ノウハウを生かし、社会貢献の一環として行政からの事業受託にも積極的に取り組むことで、更なる公益の増進に努めています。

#### ・居宅生活移行支援事業

厚生労働省通知（平成22年社援保発0611第2号本職通知）によって、地方自治体は、その事業運営が適切と判断できる宿泊所事業者・施設に対し、入所者の居宅生活に向けた支援（支援計画の作成、支援計画の達成状況の検証、生活支援、就労支援、居宅移行支援等）を委託出来ることになりました。以下の通り、当法人では11ヶ所の自治体より居宅生活移行支援事業を受託しています。

東京都管轄	・中野区居宅生活移行等支援事業 ・台東区居宅生活移行支援事業 ・江戸川区居宅生活移行等支援事業 ・品川区居宅生活移行支援事業 ・八王子市路上生活者等自立支援事業 ・府中市居宅生活移行支援事業 ・町田市自立生活移行促進事業
埼玉県管轄	・埼玉県宿泊所機能強化事業
さいたま市管轄	・さいたま市生活保護居宅移行-宿泊所入居者総合支援事業
茨城県管轄	・茨城県居宅生活移行支援事業
千葉県管轄	・松戸市居宅生活移行支援事業

#### ・その他の行政受託事業

東京都管轄	・日野市高齢者等緊急一時保護事業 ・八王子市路上生活者等地域生活安定化支援事業 ・八王子市路上生活者等緊急一時保護事業
千葉県管轄	・浦安市ホームレス総合相談推進・衛生改善事業

#### <高齢・傷病者支援について>

「軽度の要介護者」「介護予防を要する高齢者」「社会的入院患者」等の受け入れ先として、支援機能をもった社会資源は不足しており、宿泊所はその待機場所となりつつあります。また、生活保護世帯をはじめとする低所得の単身高齢者が地域で孤立し「無縁化」しているといった問題は年々深刻さを増しています。この現状を踏まえ、当法人では、宿泊所の一部を「サービス付高齢傷病者施設（ハッピーホーム）」として設置するなど、高齢者や傷病者に地域で安心して生活していただくための支援体制の構築を進めています。

#### <女性支援について>

女性支援施設は単身女性（場合によって母子・夫婦）のための特化型宿泊所です。DV問題をはじめとした様々な事情により、支援を必要としている女性に対し、定員10～20名程度の比較的小規模な施設を中心に運営しており、コミュニケーションが取りやすく、家庭的な雰囲気の中で生活を送っていただけるよう配慮しています。

#### <入浴サービスについて>

路上生活を余儀なくされている方々に対して、定期的に埼玉県内や川崎市内の無料低額宿泊所を開放し、入浴、洗濯、食事、相談を無料で提供する「入浴サービス事業」を実施しています。路上生活されている方々は適切に医療機関を受診する機会が少なく、入浴、洗濯など衛生面の心配もされます。※埼玉県では済生会川口総合病院にご協力いただき、医師、看護師による健康相談及び無料低額診療を実施していただいています。また、サービス提供時に様々な法制度や社会資源の情報提供を行うことで路上生活の長期化を防ぐことも目的として実施しています。今期は埼玉県、川崎市で計60回の入浴サービスを実施し、年間628名の方が利用されました。

#### 【福祉に関する相談援助事業について】

生活困窮者がホームレス状態になることを未然に防ぐために、住居、福祉、生活、法律、医療相談をはじめとした幅広い分野の問題を一括して相談対応し、必要に応じた情報提供や支援を行うための「総合相談所」として、平成17年度に「ドロップインセンター千葉」、平成19年度に「ドロップインセンターかわさき」を設置しています。今後はこれまでの実践をもとに、生活困窮者自立支援法に基づく「生活困窮者自立相談支援事業」を視野に入れて活動していきます。

#### 【障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス事業・相談支援事業について】

社会問題となっている精神科病院の社会的入院患者（約7万2千人）の退院促進のため、平成20年より、地域に不足している社会資源の整備を積極的に進めています。今期は「障がい者相談支援センターいまここ」（あきる野市）の開設、「ラファミド八王子」の定員増を行いました。※平成25年10月31日現在、1ヶ所の相談支援事業所と10ユニット・定員72名のグループホーム（「ラファミド八王子」：6ユニット・定員44名、「サクレ江戸川」：4ユニット・定員28名）を運営しています。

これらの開設運営により、地域ごとのニーズや既存の福祉制度の枠からこぼれ落ちる障害者の存在を再確認し、例えば、東京都地域生活定着支援センターと協働して障害のある刑務所出所者の受け入れを行ったり、知的障害者や重度の精神障害者に対する共同生活介護の拡充を行うなど、地域とご本人のニーズに合わせた取り組みを行っています。また、社会資源の整備に併せて更なるサービスの向上を掲げ、職員向けに2種類の研修制度を構築し、①障害者支援基礎研修、②外部講師（精神保健分野専門職）によるスキルアップトレーニングを定期的に行っています。この取り組みにより、組織におけるサービスの平準化と、現状に満足しないサービス向上への取り組みを促進しています。

#### 【その他の活動について】

生活困窮者に対する支援活動のみにとどまらず、様々な分野の方々と積極的に交流し、情報公開を行っていくことで、広く社会に貢献できる法人を目指しています。また、当法人の運営する施設は、利用者様（元ホームレス、刑余者、精神障害者、身体障害者、知的障害者、要介護者、DV被害者等）の特性上、社会問題に関する様々な研究対象とされているため、大学や各種研究機関に協力しています。

#### <所属組織>

- ・ NPO法人 ホームレス支援全国ネットワーク
- ・ 埼玉県ホームレス自立支援委員会
- ・ 日本居住福祉学会
- ・ 社会的企業研究会
- ・ 東京都精神障害者共同ホーム連絡会

#### <報道取材協力>

- ・ NHKスペシャル 「終（つい）の住処（すみか）はどこに～老人無縁社会～」  
平成25年1月20日放送
- ・ 全国賃貸住宅新聞 「住宅弱者の現場 施設保護と転宅支援」  
平成25年10月14日発行
- ・ シドスヴェンスカン（スウェーデン新聞社）  
「多くの高齢者は助けを求めることを恥ずかしいと思っている」  
平成25年10月19日発行

#### <海外調査・視察等>

- ・ 第11回日中韓居住問題国際会議 北京大会 「防災と居住の安全」  
日本居住福祉学会 平成25年10月23日～26日

<調査研究協力>

- ・「賃貸住宅におけるサービス・支援の市場調査」  
国土交通省住宅局 住宅総合整備課
  
- ・「居住支援団体の活動実態調査」  
東京都都市整備局 住宅政策推進部住宅政策課
  
- ・「低所得高齢者の住宅確保に関する調査」  
財団法人 高齢者住宅財団（平成24年度 老人保健健康増進等事業）
  
- ・「グローバル・シティにおけるホームレスの労働・居住をめぐる国際比較研究」  
東京学芸大学 教育学部 山口恵子 氏 ほか（日本学術振興会・科学研究費助成事業）
  
- ・「市民社会促進政策と地域におけるその影響 ―日本のホームレス問題への取り組みにおける市民活動に着目して―」  
シドニー大学 人文・社会科学学部 河西奈緒 氏 ほか

【SSSスマイルプロジェクトについて】

日本でホームレス生活を余儀なくされている方は約1万人と言われており、長引く景気の低迷や、貧富格差の両極化が年々増す中で最低限度の生活を維持できず生活困窮状態に陥る方は更に増加していくことが予想されます。また、国外の途上国においては依然として日本では想像がつかない程の深刻な貧困問題を抱えています。WFP（国連世界食糧計画）によると、世界の飢餓人口は10億人を超え、飢餓やそれに関連する病気により毎日2万5千人が命を落としています。そのうち5歳以下の子供は1万4千人を占めており、時間にすると6秒に1人の子供が「飢え」を理由に幼い命を落としています。

「わたしたちに出来ることはないだろうか・・・？」その思いから、平成21年に始まったスマイルプロジェクトでは、NGO団体等との連携を通じ、以下のようなプロジェクトを実施してきました。

1. ホームレス状態の方々への支援  
年間約5万食の炊出しや冬支度無料バザーの実施。
  
2. S S School エスエススクール  
未来を担う子供たちやその保護者、若者を対象とした「貧困問題・飢餓問題等」に関する啓発活動の実施。
  
3. 極度の貧困地域への国際支援  
・フィリピンマサバテ州カラパン地区の小学校校舎建設と、栄養失調児童を支援対象とした学校給食提供及び保護者への栄養管理指導を実施。（平成22年）

・フィリピン首都圏を襲った台風による洪水被害を受けた地域の再定住プロジェクト支援を実施。(平成24年)

#### 4. ワクチン支援

ワクチンがないことで予防可能な感染症で命を落としている貧困国の児童を支援するために、飲料のペットボトルのキャップを収集しワクチンに変える取組み。

平成21年11月から平成25年10月までの4年間で収集した合計キャップ数：

約175万個(約4.3t)

※ポリオワクチンに換算して約4万3,900人分となります。

#### 5. 東日本大震災復興支援

・震災により避難所生活を余儀なくされた方々へ、炊出しをはじめとしたボランティア活動。東京都、神奈川県、茨城県の避難所にて実施。(平成23年)

・千葉県内にて避難生活を送る児童の方々へ衣類・学習机・文房具等を提供。(平成23年)

・陸前高田市へ復興支援ボランティアチームを派遣。当法人の職員と利用者様より有志を募り、ガレキ撤去ボランティアとして活動しました。また、法人内部で震災直後から募金運動を行った災害義援金(総額281,430円)を同市へ寄付させて頂きました。(平成24年)

・継続的な復興支援として、福島県のサッカーチーム「福島ユナイテッドFC」への公式サポートを決定。小学生親子を対象とした「SSSスマイルプロジェクトサッカースクール in 福島」を開催しました。(平成25年)

以上

## 2. 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額 (千円)
生活困窮者のための入居施設の開設及び運営管理及び中高齢者が自立するための種々のプログラムを行う自立支援事業	生活困窮者のための入居施設の開設及び運営管理及び中高齢者が自立するための種々のプログラムを行う自立支援事業	平成24年11月1日～ 平成25年10月31日	東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県	739名 (ボランティア 159名含)	約8,000名	4,629,501
福祉に関する相談援助事業	福祉に関する相談援助事業	平成24年11月1日～ 平成25年10月31日	千葉県 神奈川県	9名	78名	3,718
障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業及び相談支援事業	障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業及び相談支援事業	平成24年11月1日～ 平成25年10月31日	東京都	30名	82名	183,853

活動に関する詳細（各種報告資料等）、お問合せ先

特定非営利活動法人エス・エス・エス

〒110-0015 東京都台東区東上野3-36-8-2F

TEL 03-3834-6854

FAX 03-3834-6855

公式ホームページ : <http://www.npo-sss.or.jp/>